

一般社団法人日本データベース学会代議員選出規程

2021年10月4日制定
2023年7月1日改定

(目的)

第1条 この規程は、本会の定款に規定される代議員の選出方法を定めるものである。

(代議員の構成)

第2条 代議員は、第3条の候補者の中から、第一種正会員、維持会員及び名誉会員による選挙で選出された者をもって構成する。

(代議員候補者の決定)

第3条 代議員候補者は、本会の各種事業等について推進的役割を持つ、第一種正会員、維持会員及び名誉会員の中から、次の基準により、本人の承諾を得たうえで12月末までに決定する。

- (1) 現役員
- (2) 常置委員会等の委員長及び副委員長
- (3) 退任後2年以内の前役員
- (4) その他理事会が推薦する者

2. 代議員候補者は、前項のほか、毎年9月1日現在、第一種正会員、維持会員あるいは名誉会員として5年以上在籍する会員で、第一種正会員、維持会員あるいは名誉会員の推薦者5名を付して代議員になることを申し出た者とする。本項による代議員候補者の募集は10月の会告に掲載する。

(代議員候補者の公示)

第4条 前条による代議員候補者は、その氏名、所属機関を2月に公示する。

(代議員資格の取得・選任)

第5条 前条により公示された代議員候補者に対して、2月に、第一種正会員、維持会員及び名誉会員による選挙を行い、適任と認める票を有効投票の過半数獲得した者で、適任と認める得票数の多い順に定員枠(定款第6条第2項)に入る最大の人数の者を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員に選出されたものとする。

2. 選挙における投票は無記名とする。
3. 開票には、監事または監事の指名する理事以外の正員あるいは維持会員、あるいは事務局員の立会いを要する。
4. 選出された代議員の氏名、所属機関は4月に公示する。

(代議員の任期)

第6条 代議員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。なお、任期中に定款のいずれかの事由によって会員資格を喪失した場合、代議員の資格は喪失する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により実施する。

附則

1. 本会設立後5年を経るまでの間、第3条第2項の在籍期間は適用せず、理事会の定めるところとする。
2. 本規程は2021年10月4日より施行する。
3. 2023年7月1日の改定は、改定日より施行する。